

## 昭和三十五年通商産業省令第十二号

## 意匠法施行規則

意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六條第二項、第七條、第八條第一項、第十四條第四項第六号、第六十二條第二項および第六十四條ならびに第六十八條第五項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百八十九條の規定に基づき、ならびに意匠法を実施するため、意匠法施行規則を次のように制定する。

（意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書提出書の様式）

第一条 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第四條第三項の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第一によりしなければならない。

（意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面等の提出の期間）

第一条の二 意匠法第六十條の七第一項の經濟産業省令で定める期間は、三十日とする。ただし、同法第六十條の六第三項に規定する國際意匠登録出願（以下「國際意匠登録出願」という。）に於いて同法第四條第二項の規定の適用を受けようとする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に同條第三項に規定する証明書を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）を経過する日までの期間（当該期間が七月を超えるときは、七月）とする。

（意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面の様式）

第一条の三 意匠法第六十條の七第一項に規定する意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面は、様式第一の二により作成しなければならない。

（願書の様式）

第二条 願書（次項から第五項まで及び次條第二項の願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。

2 意匠法第十條の二第一項の規定による意匠登録出願についての願書は、様式第三により作成しなければならない。

3 意匠法第十三條第一項又は第二項の規定による意匠登録出願についての願書は、様式第四により作成しなければならない。

4 意匠法第十七條の三第一項に規定する意匠登録出願についての願書は、様式第五により作成しなければならない。

5 意匠法第六十條の三第二項の規定による國際登録出願（以下「國際登録出願」という。）についての願書は、別に定める様式により作成しなければならない。

6 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七條第一項に規定する特定研究開発等成果に係る意匠登録出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。

（複数意匠一括出願手続）

第二条の二 意匠登録出願（意匠法第十條の二第一項、同法第十三條第一項若しくは第二項又は同法第十七條の三第一項の規定による意匠登録出願又は國際登録出願を除く。）をしようとする者は、二以上百以下の自己の意匠登録出願を一括して提出することができる。

2 前項の規定により二以上の意匠登録出願を一括して提出する場合の願書は、様式第二の二により作成しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項に規定する手続（以下「複数意匠一括出願手続」という。）についての願書を受領したときは、これに複数意匠一括出願手続の番号を付し、その番号を意匠登録出願人に通知しなければならない。

4 複数意匠一括出願手続について書面を提出するときは、意匠登録出願の番号に代えて、前項に規定する複数意匠一括出願手続の番号を記載しなければならない。

5 複数意匠一括出願手続の願書に次に掲げる事項が記載されているときは、当該手続により提出される意匠登録出願の全てについて、当該事項と同一の内容の事項が記載された願書によりされたいものとみなす。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 代理人があるときは、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 第九條第一項に規定する願書に記載する事項

四 第十二項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第二十六條に規定する願書に記載しなければならない事項

五 第十二項において読み替えて準用する特許法施行規則第二十七條第二項又は第三項に規定する特分の割合等

六 第十二項において準用する特許法施行規則第二十七條の四第一項に規定する願書に記載する事項

七 第十二項において準用する特許法施行規則第二十七條の四第三項に規定する願書に記載する事項

八 第十二項において準用する特許法施行規則第二十七條の四第四項に規定する願書に記載する事項

九 第十二項において準用する特許法施行規則第二十七條の四第五項に規定する願書に記載する事項

十 第十九條第一項において準用する特許法施行規則第八條第一項に規定する願書に記載する事項

6 複数意匠一括出願手続をする者は、当該手続に含まれる全ての意匠登録出願についての意匠法第六十七條第一項から第六項まで（同法別表第一号及び第二号に関するものに限る。）の規定により納付すべき手数料を一括して納付しなければならない。

7 次に掲げる書面又は書類は複数意匠一括出願手続について提出することができない。

一 第六條第一項に規定する特微記載書

二 複数意匠一括出願手続に含まれる意匠登録出願についての第十九條第三項において準用する特許法施行規則第二十八條の二に規定する書面

三 複数意匠一括出願手続に含まれる意匠登録出願についての第十九條第三項において準用する特許法施行規則第二十八條の三に規定する書面

四 複数意匠一括出願手続に含まれる意匠登録出願の数を変更する第十五條第一項に規定する手続補正書

8 複数意匠一括出願手続について提出された次に掲げる書面又は書類は、その提出の日において、当該手続に含まれる全ての意匠登録出願について提出されたものとみなす。

一 複数意匠一括出願手続と同時に提出する、意匠法第四條第三項の規定による同條第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面

二 意匠法第四條第三項に規定する期間内に提出する、同項に規定する証明書

三 複数意匠一括出願手続と同時に提出する、意匠法第十四條第二項各号に掲げる事項を記載した書面

四 意匠法第十五條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に提出する、意匠法第十五條第一項において準用する特許法第四十三條第三項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号を記載した書面

五 意匠法第十五條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に提出する、意匠法第十五條

第一項において準用する特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する優先権証明書等（以下この条において「優先権証明書等」という。）又は第十二項において準用する特許法施行規則第二十七條の三の三第三項に規定する事項を記載した意匠法第十五條第一項において準用する特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面

9 複教意匠一括出願手続についてパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は意匠法第十五條第一項において準用する特許法第四十三條の三第二項の特定期間において優先権を主張するための書類について証明書の交付を請求する者は、その主張をする旨及び出願をしようとする国の国名を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。

10 特許庁長官が複教意匠一括出願手続について次に掲げる要件を満たすものと認めるときは、当該手続により提出される意匠登録出願について第十九條第三項において読み替えて準用する特許法施行規則第二十八條の規定を適用する。

一 意匠法第六十八條第二項において準用する特許法第七條第一項から第三項まで又は同法第九條の規定を満たすとき

二 意匠法又は同法に基づく命令で定める方式を満たすとき

三 第六項の手数料が納付されたとき

四 第五項第六号に規定する記載をした場合又は第八項第一号に規定する書面を提出した場合又は、複教意匠一括出願手続の日から意匠法第四條第三項に規定する期間が経過したとき

五 第五項第八号に規定する記載をした場合又は第八項第四号に規定する書面を提出した場合又は、これらの記載又は書面に記載された全ての優先権の主張の基礎とした出願の番号について、第五項第九号の記載をしたとき、優先権証明書等若しくは第八項第五号に規定する書面を提出したとき又は意匠法第十五條第一項において準用する特許法第四十三條第七項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間が経過したとき

11 複教意匠一括出願手続は、特許庁長官が当該手続について前項各号に掲げる要件を満たすものと認めるときは、終了するものとする。

12 特許法施行規則第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第二十七條の三の三第一項、第二項第一号及び第三項から第六項まで、第二十七條の四第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十七條の四の二第二項及び第四項から第九項まで（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出及び発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等）の規定は、複教意匠一括出願手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七條第三項中「特許法第九十五條第五項」とあるのは「意匠法第六十七條第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と読み替えるものとする。

（国際登録の名称の記載）

第二条の三 国際意匠登録出願又は意匠法第六十條の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権（以下「国際登録を基礎とした意匠権」という。）についての請求その他の意匠に関する手続において書面を提出するときは、同法第六十條の六第一項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の名称人の氏名又は名称及び住所又は居所の記載は、当該国際登録に係る同法第三項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字でなければならない。

（国際登録に係る意匠の創作をした者の記載）

第二条の四 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権についての請求その他の意匠に関する手続において書面を提出するときは、意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所の記載

は、ハーグ協定に係る出願の実施細則301(c)に定める外国語でなければならない。

（国際登録に係る意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途等の記載）

第二条の五 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権についての請求その他の意匠に関する手続において書面を提出するときは、意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物若しくは画像の用途、意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物若しくは画像の用途の説明又は意匠の説明の記載は、英語でなければならない。

（図面の様式）

第三条 願書に添付すべき図面は、様式第六により作成しなければならない。

（図面の代用）

第四条 意匠法第六條第二項の規定により同条第一項の図面に代えて写真を提出することができる場合は、写真により意匠が明瞭に現される場合とする。

2 写真を提出するときは、様式第七によらなければならない。

第五条 意匠法第六條第二項の規定により同条第一項の図面に代えてひな形又は見本を提出することができる場合は、そのひな形又は見本が次の各号に該当するものである場合とする。

一 こわれにくいもの又は容易に変形し若しくは変質しないもの

二 取扱い又は保存に不便でないもの

三 次項の規定により袋に納めた場合において、その厚さが七ミリメートル以下のもの

四 その大きさが縦二十六センチメートル、横十九センチメートル以下のもの。ただし、薄い布地又は紙地を用いるときは、縦横それぞれ一メートル以下の大きさのものをすることを妨げない。

2 ひな形又は見本を提出するときは、丈夫な袋に納め、様式第八により作成した用紙をその袋にはり付けなければならない。この場合において、前項第四号ただし書の規定によりひな形又は見本を提出するときは、その布地又は紙地を七ミリメートル以下の厚さに折りたたんで袋に納めなければならない。

（特徴記載書の様式等）

第六条 意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した特徴記載書を、願書（複教意匠一括出願手続についての願書を除く。）を提出するときは、事件が審査、審判若しくは再審に係属しているときは、提出することができる。

2 特徴記載書を提出するときは、様式第九によらなければならない。

3 登録意匠の範囲を定める場合においては、特徴記載書の記載を考慮してはならない。

（意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途）

第七条 意匠法第七條の規定により意匠登録出願をするときは、意匠登録を受けようとする意匠（以下「意匠」という。）に係る物品、意匠に係る建築物若しくは画像の用途、組物又は内装が明確となるように記載するものとする。

（組物）

第八条 意匠法第八條の経済産業省令で定める組物は、別表のとおりとする。

（国際意匠登録出願に係る意匠登録出願の番号の通知）

第八条の二 特許庁長官は、国際意匠登録出願が基礎とした国際登録について意匠法第六十條の六第一項に規定する国際公表（以下「国際公表」という。）があつたときは、当該国際意匠登録出願に意匠登録出願の番号を付し、その番号を当該国際意匠登録出願の出願人に通知しなければならない。

（提出書面の省略）

第九条 意匠登録出願について意匠法第十四條第一項の規定による請求をしようとする者は、当該意匠登録出願の願書に必要な事項を記載して同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略することができる。

2 意匠法第十七条の三第一項の規定により新たな意匠登録出願をしようとする場合において、もとの意匠登録出願について提出した証明書であつて第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の三から第七条まで又は第八条第一項の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

3 意匠法第十七条の三第一項の規定により新たな意匠登録出願をしようとする場合において、もとの意匠登録出願の願書に添付した図面（同法第十七条の二第一項の規定により却下された補正についての手続補正書に添付した図面を含む。）が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。ただし、もとの意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、この限りでない。

4 意匠登録出願について意匠法第十七条の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、当該意匠登録出願の願書にその旨を記載して同条第三項に規定する同条第一項の規定の適用を受けた旨を記載した書面の提出を省略することができる。

第九條の二 意匠法第四十二条第一項第一号の規定による第一号の登録料の納付について登録料を納付しようとする者（登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）が同号の規定による第一号の登録料の納付と同時に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合は、当該登録料納付書に必要な事項を記載して同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略することができる。

（秘密意匠）  
第十條 意匠法第十四条第一項の規定による請求をするときは、願書に添付すべき図面その他の物件を密封し、かつ、「秘密意匠」と朱書しなければならぬ。

第十一條 意匠法第十四条第三項の規定による秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することの請求は、様式第十によりしなければならない。

第十二條 意匠法第十四条第四項第四号の経済産業省令で定める書面は、利害関係人であることを証明する書面とする。  
（パリ条約等による優先権主張の証明書の提出の期間）  
第十二條の二 意匠法第六十条の十第二項の経済産業省令で定める期間は、国際公表があつた日から三月とする。

（信託）  
第十二條の三 国際意匠登録出願に係る意匠登録を受ける権利の信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

一 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所  
二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め  
三 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所  
四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所  
五 信託法（平成十八年法律第八十八号）第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨  
七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨  
八 信託の目的  
九 信託財産の管理の方法  
十 信託の終了の理由  
十一 その他の信託の条項

2 前項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載したときは、同項第一号の受益者（同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。  
（意見書の様式等）

第十三條 意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の意見書は、様式第十一により作成しなければならない。

2 前項の意見書には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならない。

3 特許法施行規則第五十条第二項及び第四項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁および相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）」に「出願人」に代り、「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない」と読み替へるものとする。  
（意匠登録の査定方式の特例）

第十三條の二 意匠法第六十条の十二の二第一項の規定による通知は、ハーグ協定の千九百九十九年改正協定及び千九百六十年改正協定に基づく共通規則第十八規則の二の規定による通知に、査定（同法第十八条の規定による意匠登録をすべき旨の査定に限る。）に記載されている事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を添付して行うものとする。

（審判の請求書の様式）  
第十四條 拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の請求書は様式第十二により、それ以外の審判の請求書は様式第十三により作成しなければならない。

2 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、審判請求書には、証拠保全事件の表示を記載しなければならない。  
（手続補正書の様式等）

第十五條 手続の補正のうち、様式第一若しくは様式第二、様式第三から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十五に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五第一項に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第二十三条の二第二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十七條の四の二第四項に規定する様式第三十六の三、第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は第二十九條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、様式第二の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四の二により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしなければならない。

2 意匠の創作をした者若しくは意匠登録出願人又はこれらの代理人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所についての補正（願書又は意匠登録を受ける権利の承継の届出書についてするものに限る。）は、二以上の補正について、補正をする者が同一であり、かつ、当該補正の内容が同一の場合に限り、一の書面で行うことができる。

3 前項の補正（意匠の創作をした者又は代理人についてするものを除く。）と登録名義人（意匠権者に限る。以下この項において同じ。）の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所についての

表示の更正の登録の申請は、意匠登録出願人が登録名義人と同一であり、かつ、当該補正の内容が当該更正の内容と同一の場合に限り、一の書面で行うことができる。

4 補正による手数料の納付(様式第二から様式第五まで、様式第十二、第二項第五項に規定する別々に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るものを除く。)は、様式第十六によりしなければならない。

(意匠登録証)

第十六条 意匠登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 登録番号
- 二 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途
- 三 意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 四 意匠の創作をした者の氏名
- 五 意匠権の設定の登録又は意匠法第二十六条の二第一項の規定に基づく意匠権の移転の登録があつた旨
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(意匠登録表示)

第十七条 意匠法第六十四条の意匠登録表示は、「登録意匠」の文字及びその登録番号とする。

(登録料納付書の様式等)

第十八条 登録料を納付するときは、意匠権の設定の登録を受ける者は様式第十八により、意匠権者は様式第十九により、それぞれ作成した登録料納付書によらなければならない。

2 意匠法第四十二条第三項の規定により登録料を納付するときは、登録料納付書に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。

3 意匠法第四十四条第二項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、同項ただし書に規定する意匠権者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面を登録料納付書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、登録料納付書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

4 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、意匠法第四十四条第二項ただし書に規定する意匠権者の責めに帰すことができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(既納の登録料の返還の請求の様式)

第十八条の二 意匠法第四十五条において準用する特許法百十一条第一項の規定による登録料の返還の請求は、様式第二十によりしなければならない。

(意匠登録証の交付の請求の様式)

第十八条の三 意匠権者は、意匠法第二十六条の二第一項の規定に基づく国際登録を基礎とした意匠権の移転の登録があつた場合は、様式第二十の二による意匠登録証の交付の請求書の特許庁長官に提出しなければならない。

(過誤納の手数料の返還の請求の様式)

第十八条の四 意匠法第六十七条第七項の規定による手数料の返還の請求は、様式第二十一によりなければならない。

(既納の個別指定手数料の返還の請求の様式)

第十八条の五 意匠法第六十条の二十二第一項の規定による同法第六十条の二十一第一項に規定する個別指定手数料(以下「個別指定手数料」という。)の返還の請求は、様式第二十二によりしなければならない。

(回復理由書の様式等)

第十八条の六 意匠法第四十四条の二第一項の規定により登録料及び割増登録料を追納する場合には、同項に規定する期間内に様式第十九の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

3 手続をする者の責めに帰すことができない理由により意匠法第四十四条の二第一項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面(以下この項において「申出書」という。)を第一項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

4 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰すことができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面で行うことができる。(特許法施行規則の準用)

(特許法施行規則の準用)

第十九条 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第九条第二項及び第三項、第十一条から第十三条の二の三まで、第十三条第二項、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。)の規定は、意匠登録出願、国際登録出願(同規則第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、同規則第四項中「特許権の存続期間の延長登録の出願、特許異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請求」とあるのは「審判、再審又は判定の請求」と、同規則第三項第一項中「二 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。」の規定による意匠登録出願(もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「十二 審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「十二 審判の請求(拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、同規則第三項中「五 特許法第九十五条第十一項の規定による過誤納の手数料の返還請求」とあるのは「五 意匠法第六十条の二十二第一項の規定による同法第六十条の二十一第一項に規定する個別指定手数料の返還請求/五の二 意匠法第六十七条第七項の規定による過誤納の手数料の返還請求/」と、同規則第八項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十條第一項中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四條第三項」と、特許法施行令第十一條、特許法関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十五條の七第七項若しくは第九項本文、第二十七條第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第二十七條の四の二第五項若しくは第七項本文(同条第九項において準用する場合を含む。)、第三十一條の二第六項若しくは第八項本文、第三十八條の二第四項若しくは第六項本文、第三十八條の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八條の十四第四項若しくは第六項本文(同条第八項において準用する場合を含む。)、第六十九條第二項本文若しくは第六十九條の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第二条の第十二項及び第十九條第三項において準用する特許法施行規則第二十七條の四の二第五項若しくは第七項本文(第十九條の二第十二項及び第十九條第三項において準用する特許法施行規則第二十七條の四の二第九

項において準用する場合に限る。)、第十八条第二項前段若しくは第十八条の六第二項本文」と同条第二項中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文(同条第九項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文(同条第八項において準用する場合を含む。)、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第二条の第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文(第二条の第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第九項において準用する場合に限る。)、第十八条第二項前段若しくは第十八条の六第二項若しくは第九項」と、第十一条の三第一号中「特許出願の番号」とあるのは、「意匠登録出願の番号又は意匠法施行規則第二条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十二條第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第二條の二第十二項及び第十九條第三項において準用する特許法施行規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十七條の四の二第四項に規定する様式第三十六の三、意匠法施行規則第十九條第三項において準用する特許法施行規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の三第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三條第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四條第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、様式第二の備考11中「ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。」とあるのは「意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録(以下「国際登録」という。))の名義人にあつては、【住所又は居所】」の次に【住所又は居所原語表記】の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項の規定による国際登録簿(以下「国際登録簿」という。)に記載

された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】及び【住所又は居所原語表記】の欄は設けるには及ばない。」と、同様式の備考13中「代表者の氏名を記載する。」とあるのは「代表者の氏名を記載する。国際登録の名義人にあつては、【氏名又は名称】」の次に【氏名又は名称原語表記】の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する(法人にあつては、【氏名又は名称原語表記】」の次に【代表者】の欄を設ける。))と、様式第四の備考2ロ中「国際特許出願について、出願番号が通知されていないときは、【出願番号】」の欄を【国際出願番号】とし、【PCT/○○○○/○○○○】のように国際出願番号を記載し、【国際出願番号】の欄の次に【出願の区分】の欄を設けて「特許」と記載する。」とあるのは「意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし、【令和何年何月何日提出の意匠登録願】のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】」の次に【整理番号】の欄を設けて、「」のようにハイフンを記載し、【代理人】又は【受任した代理人】」の欄の次に【その他】」の欄を設けて、【国際登録番号DM/○○○○○○○○】又は【意匠番号○○○○】のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」と、様式第三十六の備考1中「1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張とされた出願をした国の国名(国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。))とあるのは「ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名」と読み替えるものとする。

2 手続をした者は、前項において準用する特許法施行規則第九条の二第一項又は第二項に規定する届出をすることなく、新たな代理人により第九条の二の規定に基づき意匠法第四十二条第一項第一号の規定による第一号の登録料の納付と同時に同法第四十四条第三項の規定による請求をしようとするときは、前項において準用する特許法施行規則第四の二第三項の規定にかかわらず、その代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならぬ。

3 特許法施行規則第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第二十七條の三の三第一項、第二項第一号及び第三項から第六項まで、第二十七條の四第一項及び第三項から第五項まで、第二十七條の四の二第二項及び第四項から第九項まで、第二十八條から第二十八條の三まで、第二十九條、第三十條並びに第三十一條第二項(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七條第三項中「特許法第九十五條第五項」とあるのは「意匠法第六十七條第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、第二十七條の四第四項中「又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による」は「若しくは第四十三條の三第一項若しくは第二項又は第三項の規定による」とあるのは「若しくは第四十三條の三第一項若しくは第二項又は第三項又はジュネーブ改正協定第六條(1)(a)の規定による」と、第二十八條中「願書」とあるのは「願書(意匠法施行規則第二條の二第一項に規定する願書を除く)」と読み替えるほか、この項の規定により国際意匠登録出願に準用する場合に限り、特許法施行規則第二十七條の三の三第二項第一号中「特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項」とあるのは「ジュネーブ改正協定第六條(1)(a)と、場合に限定する。」とあるのは「場合に限定する。」及びジュネーブ改正協定第六條(1)(a)の規定による優先権の主張を伴う国際意匠登録出願の出願人がその国際出願と同時に意匠法第六十條の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三條第二項に規定する優先権証明書類等(以下この条において「優先権証明書類等」という。)を意匠法第六十條の七第二項に規定する国際事務局(以下この号において「国際事務局」という。)に提出した場合であつて、当該出願人が、国際事務局に対し、

当該優先権証明書等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合」と、同条第三項中「同法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項」とあるのは「ジュネーブ改正協定第六條(1)(a)」と、「及び出願の区分、優先権証明書等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード並びに当該事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称」とあるのは、「当該出願をした官庁又は国際機関の名称、当該優先権の主張の対象となる意匠の番号及び優先権証明書等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード(ジュネーブ改正協定第六條(1)(a)の規定による優先権の主張を伴う国際意匠登録出願の出願人が、意匠法施行規則第十九條第三項において読み替えて準用する特許法施行規則第二十七條の三の第三項第一号に規定する国際事務局に対する申出をした場合にあつては、当該出願をした官庁又は国際機関の名称及び当該優先権の主張の対象となる意匠の番号)」と読み替へるものとする。

4 特許法施行規則第三十三條及び第三十五條(本文ただし書及び第三號を除く。)から第三十七條まで(補正の却下の決定の記載事項、査定の記事事項、特許を受ける権利を有する者への通知及び決定の謄本の送付)の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。

5 特許法施行規則第五章(判定)の規定は、意匠法第二十五條第一項の判定に準用する。

6 特許法施行規則第六章(特許権の移転の特例)の規定は、意匠権の移転の特例に準用する。

7 特許法施行規則第七章(裁定)の規定は、意匠権についての裁定に準用する。

8 第十三條、特許法施行規則第九章(審判及び再審)(第四十六條並びに第五十條の十五第一項(第三十二條の規定を準用する部分に限る。)、第二項及び第三項を除く。)の規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八條の三第二項、第五十條第五項及び第六項、第五十條の二、第五十條の三、第五十一條第二項、第五十七條の三第二項、第五十八條第二項、第五十八條の二第一項及び第三項、第五十八條の十七第二項、第六十條第五項及び第六項、第六十一條の十一第三項並びに第六十二條第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替へるものとする。

9 特許法施行規則第六十七條(特許証の再交付)の規定は、意匠登録証の再交付に準用する。

附則 この省令は、意匠法の施行の日(昭和三十五年四月一日)から施行する。

附則 意匠法施行規則(大正十年農商務省令第三十五號)は、廃止する。

附則 (昭和三十九年二月八日通商産業省令第六號) この省令は、昭和三十九年二月二十日から施行する。

附則 (昭和四十二年七月二日通商産業省令第九一號) この省令は、昭和四十二年八月二十日から施行する。

附則 (昭和四十五年一〇月一七日通商産業省令第一〇一號) この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十年九月三日通商産業省令第八四號) この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十二年二月二七日通商産業省令第七三號) この省令は、昭和五十三年三月一日から施行する。

附則 (昭和五十三年三月三一日通商産業省令第一四號) この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十五年三月三一日通商産業省令第一四號) この省令は、昭和五十五年三月三一日から施行する。

附則 (昭和五十五年三月三一日通商産業省令第一四號) この省令は、昭和五十五年三月三一日から施行する。

附則 (昭和五十五年三月三一日通商産業省令第一四號) この省令は、昭和五十五年三月三一日から施行する。

附則 (昭和五十五年三月三一日通商産業省令第一四號) この省令は、昭和五十五年三月三一日から施行する。

附則 (昭和五十五年三月三一日通商産業省令第一四號) この省令は、昭和五十五年三月三一日から施行する。

附則 (昭和五十五年三月三一日通商産業省令第一四號) この省令は、昭和五十五年三月三一日から施行する。

附則 (昭和五十五年三月三一日通商産業省令第一四號) この省令は、昭和五十五年三月三一日から施行する。

附則 (昭和五十五年三月三一日通商産業省令第一四號) この省令は、昭和五十五年三月三一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存続している特許権若しくは特許料が納付されている特許出願に係る特許権、この省令の施行の際現に存続している実用新案権若しくは登録料が納付されている実用新案登録出願に係る実用新案権又はこの省令の施行の際現に存続している意匠権若しくは登録料が納付されている意匠登録出願に係る意匠権であつて、特許証、実用新案登録証又は意匠登録証が交付されていないものについての特許証、実用新案登録証又は意匠登録証の交付については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十六年四月三〇日通商産業省令第二三號) 抄

附則 (昭和五十七年一月一七日通商産業省令第七三號) この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十九年六月二九日通商産業省令第四四號) この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六十年一月一日)から施行する。

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附則 (平成八年二月二五号通商産業省令第七九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正法」という。)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。ただし、第九条の規定は、平成九年一月一日から、第二条、第四条、第十三条、第十五条及び附則第十一条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成九年五月二九号通商産業省令第八八号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成九年六月一日から施行する。

附則 (平成九年二月二七号通商産業省令第一一七号)

(施行期日)  
第一条 この省令は、民事訴訟法(平成八年法律第九九号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録に関する経過措置)

第三条 特許法施行規則第五十七条の六(証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録)(同規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則又は商標法施行規則において準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行前にされた証人等の陳述については、適用しない。

附則 (平成一〇年一月八日通商産業省令第一号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

附則 (平成一〇年二月一八日通商産業省令第八七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

(意匠法施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前にした類似意匠の意匠登録出願であつてこの省令の施行の際現に特許庁に係属しているものについての書面の提出又はこの省令の施行前にした類似意匠の意匠登録出願に係る類似意匠の意匠登録料の納付及び意匠登録証の交付については、第三条の規定による改正前の意匠法施行規則の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成一一年三月一〇日通商産業省令第一四号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年二月二八日通商産業省令第一三三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

(意匠法施行規則の改正に伴う経過措置)

第五条 平成十二年一月一日前にした意匠登録出願(平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項(同法第十三条第五項において準用する場合を含む。)若しくは同法第十七条の三第三項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。)に係る手続(平成十二年一月一日以後に請求された同法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合にするものを除く。)については、

第三条の規定による改正前の意匠法施行規則(以下この条において「旧意匠法施行規則」という。)の規定(同規則第二十八条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。)は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧意匠法施行規則第六条及び第七条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

第六条 平成十二年一月一日前に請求された意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判の手続については、第三条の規定による改正前の意匠法施行規則の規定(同規則第二十八条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。)は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附則 (平成一二年三月三一日通商産業省令第九二号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年一月二〇日通商産業省令第三五七号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成一五年六月六日経済産業省令第七二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附則 (平成一五年九月一〇日経済産業省令第一〇一号)

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日(平成十五年十月一日)から施行する。

附則 (平成一五年一〇月二七日経済産業省令第一四一号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年一月一日)から施行する。

附則 (平成一六年三月二日経済産業省令第二八号) 抄

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成一六年六月四日経済産業省令第六九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月二九日経済産業省令第三〇号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年一〇月三日経済産業省令第九六号)

この省令は、平成十七年十月三日から施行する。

附則 (平成一七年一二月二日経済産業省令第一一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年三月二六日経済産業省令第一四号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、改正法の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附則 (平成一九年八月三日経済産業省令第五〇号)

この省令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年八月六日)から施行する。

附則 (平成一九年九月二八日経済産業省令第六八号)

この省令は、信託法の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。

附則 (平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附則 (平成二二年一月三〇日経済産業省令第五号)





（意匠法施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
**第三条** 第三条の規定による改正後の意匠法施行規則第十九条第三項の規定は、施行日以後にする意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定第一条（vii）に規定する国際出願（以下この条において「国際出願」という。）について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

**附則（令和四年三月一五日経済産業省令第一四号）**

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

**附則（令和四年九月二六日経済産業省令第七五号）抄**

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

**附則（令和四年二月二六日経済産業省令第一〇三号）**

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

**附則（令和五年三月二三日経済産業省令第一〇号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**附則（令和五年二月一八日経済産業省令第五八号）抄**

**（施行期日）**

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

様式第1（第1条関係）

【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書  
 【提出日】 令和 年 月 日  
 【あて先】 特許庁長官 殿  
 【事件の表示】  
 【出願番号】  
 【提出書】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 【代理人】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 【提出物件の目録】  
 【物件名】 意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1  
 【物件名】

【備考】

- 用紙は、日本産業規格A列4番（縦21cm、横29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 書き方は左様書、1行は35字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさと、タイプ印書体により、黒色で、明りよかつ容易に消すことができるように書く。また、半角文字並びに「[ ]」、「[ ]」、「[▲]」及び「[▼]」を用いてはならない（欄名の前後に「[ ]」及び「[ ]」を用いるときを除く。）。
- 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意匠○○○○—○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【識別番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録簿」のように意匠登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【代理人】」の欄を設けて、当該出願の審査に付された整理番号を記載する。国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録簿」のように意匠法第60条の第1項に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。
- 「【住所又は居所】」は、何語、何語、何語、大文字、小文字、何語、何語のように詳しく記載する。国際登録の名称人にあつては、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」及び「【住所又は居所語表記】」の欄は設けるには及ばない。
- 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み易いものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「フリガナ」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 「【氏名又は名称】」は自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。国際登録の名称人にあつては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあつては、「【氏名又は名称語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）。
- 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（国



【氏名又は名称】

【氏名又は名称原語表記】

4 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は

不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返して設けて記載する。

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

6 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、9、10、12及び15から19までと同様とする。

様式第2（第2条関係）

【登録名】 意匠登録簿

【整理番号】

（【提出日】 令和 年 月 日）

【出先】 特許庁長官 殿

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【登録登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国名・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表明】）

（【手納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】

【備考】

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（縦21cm、横29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が書き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.5cmを留めないものとする。
- 3 書き方は横書き、1行は20文字とし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは20行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプライター等により、黒色で、明瞭にかつ容易に辨別することができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「【】」、「【▲】及び【▼】」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び【】」を用いるときは除く。）。
- 5 特許印刷をするときは、左上の余白にはるものとし、その下にその欄を括弧を以て記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第94号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「【手数料の表明】」の欄の「（【手納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12番式の納付済証（特許庁発出用）を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特則に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第11号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の9第1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表明】）」の欄の「（【手納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。
- 6 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「一」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。
- 7 意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、「【出先】」の欄の次に「【本

意匠の表示」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意匠○○○-○○○○○」のように本意匠（同条第4項の規定により簡略意匠を本意匠とみなして、同条第1項の規定により意匠登録を受けようとするときは、当該簡略意匠をいう。以下同じ。）に係る意匠登録出願の番号を記載するか、又は「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第○○○○○○○号」のように本意匠に係る意匠登録の番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日出願の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の番号に記録した整理番号を記載する。本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日出願の意匠登録願（複数）」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠登録願の次に記録した整理番号を記載し、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【署名者】」の欄に記載した整理番号を記載する。本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて、「意匠○○○-○○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠登録願の次に記録した整理番号を記載する。本意匠の意匠登録願が簡略意匠登録出願である場合は、「【出願日】」の欄に「令和何年何月何日出願の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、「-」のようにハイフンを記載し、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「意匠登録番号DM/○○○○○、意匠番号○○○」のように本意匠の簡略登録の番号と意匠の番号を記載する。

- 8 物品、建築物又は画像の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には、次の事項を記載する。
- イ 物品の意匠について意匠登録を受けようとするとき（物品の部分に画像を表示する場合を含む。）は、物品を記載する。
  - ロ 建築物の意匠について意匠登録を受けようとするとき（建築物の部分に画像を表示する場合を含む。）は、「【意匠に係る物品】」の欄には建築物の用途を記載する。
  - ハ 画像の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には画像の用途を記載する。
- 9 植物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には別表に掲げる植物の一を記載する。
- 10 内装の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には、施設の内側であることが明らかとなるよう、「○」の内装」又は「○用内装」と記載する。
- 11 「【住所又は居所】」の欄は、何県、何郡、何村、大字、町、字、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 12 氏名又は名称の読みが簡略であるとき又は読みが異なるものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なごみフリガナで読みを付ける。
- 13 「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」の欄（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」の欄の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、意匠登録出願人又は代理人の電話番号又はファクシリの番号をなるべく記載する。
- 14 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 15 「【氏名又は名称】」の欄は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けてその氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○」法の規定による法人、外国法人にあつては「○

- の法律に基づく法人）のように当該法人の法的性質を記載する。
- 16 意匠登録出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の欄の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、意匠登録出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 17 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の欄（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。）のとき（備考1に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」の欄（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄の次に「【住所】」の欄を設けて、営業所の所在地・地域を記載する。
- 18 意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考1に該当するときを除く。）は、「【住所】」の欄（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄の次に「【住所】」の欄を設けて、営業所の所在地・地域を記載する。
- 19 「【国籍・地域】」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特別法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省轄した国・地域）と同一であるときは、「【国籍・地域】」の欄は設けるには及ばない。
- 20 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託者であるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第19条第3項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。
- 21 代理人が弁理士の場合は、「【住所又は居所】」の欄の次に「【弁理士】」と記載し、弁理士のときは、「【弁理士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同人のときは、「【代表者】」の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 22 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」の欄（代理人が法人にあつては、「【代表者】」の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「意匠登録出願人○○○の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「意匠登録出願人○○○の代理人」と、「業務を執行する社員は○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記すものとする。
- 23 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 24 「【意匠の創作をした者】」及び「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が二人以上あるときは、次のように欄を複数設けて記載する。この場合において、第9条第3項において規定する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【意匠登録出願人】」の欄の次に「【持分】」の欄を設けて「○/○」のように分数で記載し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出と同時とするときは、代表者として選定される意匠登録出願人第一番目の「【意匠登録出願人】」の欄に記載し、「【意匠登録出願人】」の欄（意匠登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」の欄の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくもの）であるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○○の持分は、○○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○○の持分は、○○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】  
【氏名】  
【登記登録出願人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
（【国名・地域】）  
【登記登録出願人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
（【国名・地域】）  
【代理人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【代理人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】

25 代理人の選任の届出を印刷と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【選任した代理人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】

26 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特別に關する法律（平成27年法律第30号、以下「特別法」という。）第15条第1項の規定による手続に係る申請を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、「」等付きず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金より手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定登録納付者による納付の申請を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定登録納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。27 第19条第3項において準用する特例法施行規則第3条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。28 第19条第3項において準用する特例法施行規則第2条第2項の規定により意匠法第36条において準用する特例法第3条第2項の規定又は特例法（明治39年法律第9号）第26条第1項ただし書の規定を記載するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。29 第9条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の類

出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申請を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載し、意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金より手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により口座振替による納付の申請を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金より手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定登録納付者による納付の申請を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金より手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。30 第19条第3項において準用する特例法施行規則第4条第4項の規定により、意匠の新規性の喪失の除外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【識別番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と記載する。

31 意匠法第6条第2項の規定により写真、ひな形又は見本を提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」の「図面」を「写真」、「ひな形」、又は「見本」と記載する。32 第19条第3項において準用する特例法施行規則第3条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考2に該当する場合）は、「【秘密にすることを請求する期間】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、第19条第3項において準用する特例法施行規則第3条の4第5項の規定により、特例法施行規則第3条の3の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「意匠登録」、「実用新案登録」等の別）及び意匠法第15条第1項において準用する特例法第43条第2項に規定する優先権証明書等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて特許庁長官に規定する優先権証明書等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】  
【国・地域名】  
【出願日】  
【出願番号】  
（【アクセスコード】）  
（【優先権証明書提供国（機関）】）  
【パリ条約による優先権等の主張】  
【国・地域名】  
【出願日】  
【出願番号】  
（【アクセスコード】）  
（【優先権証明書提供国（機関）】）

33 「【提出日】 令和 年 月 日」には、なるべく提出する日記載する。  
34 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

- 35 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 36 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとする。
- 37 第19条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の複製を記載し、その次に「【図形の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは採用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは採用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。  
 【物件名】  
 【図形の表示】  
 【物件名】  
 【図形の表示】
- 38 第2条第6項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（令和2年度、○〇省、○〇委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの）」又は「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（令和2年度、○〇省、○〇調査事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの）」のように記載する（備考28により「【その他】」の欄に特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約の旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 39 「【意匠に係る物品】」の欄に記載のみでは物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の形態を明記することができるよう説明を記載する。
- 40 画像について意匠登録出願をするときであつて、「【意匠に係る物品】」の欄に記載のみではその画像の用途が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像が機器の操作に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものであることにより具体的に該当するものであることを示す説明を記載する。
- 41 物品又は建築物の部分に物品又は建築物の操作の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る建築物の機能及び操作の説明を記載する。
- 42 意匠法第6条第3項、第4項及び第7項に規定する場合は、「【意匠の説明】」の欄にそれぞれの規定により記載すべき事項をそれぞれ記載する。
- 43 意匠法第6条第5項の規定により色彩を省略するときは、「【意匠の説明】」の欄に同条第6項の規定により記載すべき事項を記載する。
- 44 意匠法第8条の2の規定により内装の意匠について意匠登録出願をするときであつて、「【意匠に係る物品】」の欄に記載のみではその内装の意匠の用途が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその内装の意匠の用途を記載する。
- 45 「【意匠に係る物品の説明】」及び「【意匠の説明】」の欄には、文字のみを記載し、図、表等を記載してはならない。
- 46 意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願」と記載する。

様式第2の2(第2条の2関係)

【書類名】 意匠登録願（複数）

【整理番号】

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【意匠○】

【整理番号】

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】

（備考）

1 複数意匠一括出願手続に含まれる意匠は、「【意匠1】」、「【意匠2】」（以下、「意匠番号欄」という。）のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【意匠1】

【整理番号】

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

【意匠に係る物品の説明】

## 【意匠の説明】

## 【意匠2】

## 【整理番号】

## 【意匠に係る物品】

## 【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

## 【提出物件の目録】

【物件名】 図面

1

## 【意匠に係る物品の説明】

## 【意匠の説明】

2 意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、それぞれの意匠番号欄の次の【整理番号】の欄の次に【本意匠の表示】の欄を設け、その欄に【出願番号】の欄を設けて「意願○○○○-○○○○○○」のように本意匠(同条第4項の規定により関連意匠を本意匠とみなして、同条第1項の規定により意匠登録を受けようとするときは、当該関連意匠をいう。以下同じ。)に係る意匠登録出願の番号を記載するか、【本意匠の表示】の欄を設け、その欄に【登録番号】の欄を設けて「意匠登録第○○○○○○○号」のように本意匠に係る意匠登録番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、以下のように記載する。

イ 本意匠がロからホまでに該当するものでないときは、【本意匠の表示】の欄に【出願日】の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に【整理番号】の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。

ロ 本意匠が同じ複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であるときは、【本意匠の表示】の欄に【整理番号】の欄を設けて、本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。

ハ 本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、当該他の複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、【本意匠の表示】の欄に【出願日】の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願(複数)」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に【整理番号】の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、(【意匠の創作をした者】)の欄の次に【その他】の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の【書類名】の欄の次に記載した整理番号を記載する。

ニ 本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、当該他の複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、【本意

匠の表示】の欄に【出願番号】の欄を設けて、「意願○○○○-○○○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に【整理番号】の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。

ホ 本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、【出願日】の欄に「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の国際登録の日の年月日を記載し、次に【整理番号】の欄を設けて、「一」のようにハイフンを記載し、「(【意匠の創作をした者】)」の欄の次に【その他】の欄を設けて、「国際登録番号IM/○○○○○○、意匠番号○○○」のように本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

3 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に【信託関係事項】の欄を設けて、第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を一度だけ記載する。

4 【意匠の創作をした者】、【意匠登録出願人】又は【代理人】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記載するときは、【意匠登録出願人】の次に【持分】の欄を設けて「○/○」のように分数で記載し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の【意匠登録出願人】の欄に記載し、【意匠登録出願人】(意匠登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、【持分】)の次に【代表出願人】と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に【その他】の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

## 【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

## 【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

## 【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)  
 【意匠登録出願人】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 (【国籍・地域】)  
 【代理人】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 【代理人】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】

- 5 【手数料の表示】の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、【予納台帳番号】には予納台帳の番号を、【納付金額】には複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、【予納台帳番号】を【振替番号】とし、振替番号を記載し、【納付金額】には納付すべき複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、【予納台帳番号】を【指定立替納付】とし、【納付金額】には納付すべき複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 6 第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、【代理人】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を一度だけ記載する。
- 7 第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠法第36条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、【手数料の表示】の欄の次に【その他】の欄を設けて、その旨を一度だけ記載する。

- 8 第9条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、【代理人】の欄の次に【秘密にすることを請求する期間】の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を一度だけ記載する。
- 9 第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、【書類名】の欄の次の【整理番号】の欄の次に【特記事項】の欄を設けて、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と一度だけ記載する。
- 10 複数意匠一括出願手続で出願しようとする意匠登録出願の中に第2条第9項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る意匠登録を受けようとするものがあるときは、当該意匠登録を受けようとする意匠の意匠番号の【意匠の創作をした者】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願(令和○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの)」又は「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願(令和○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの)」のように記載する。
- 11 それぞれの意匠番号欄の意匠登録を受けようとする意匠に記載した図面を提出するときは【意匠に係る物品の説明】の欄の前に【提出物件の目録】の欄を設け、【物件名】に「図面」と記載することとし、意匠法第6条第2項の規定により写真、ひな形又は見本を提出する場合は、【提出物件の目録】の欄の【物件名】の「図面」を「写真」、「ひな形」又は「見本」と記載する。
- 12 その他は、様式第2の備考1から6まで、備考8から備考19まで、備考21から備考25まで、備考31から備考37まで及び備考39から備考46まで、様式第3の備考3、様式第6の備考、様式第7の備考1から3まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。



様式第3 (第2条関係) (平11通産令130・全改、平27経産令7・平21経産令12・令元経産令1  
一部改正)

【書類名】 意匠登録願

【整理番号】

【特記事項】 意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 図面

1

【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】

【備考】

- 1 【原出願の表示】の欄の【出願番号】には「意願○○○○—○○○○○○○」、【出願日】には「令和何年何月何日」のようにもとの出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの意匠登録出願の番号が通知されていないときは、【出願日】には「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

もとの出願が国際意匠登録出願にあつては、【意匠登録出願人】の欄の【住所又は居所】の次に【住所又は居所原語表記】の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する。また、【氏名又は名称】の次に【氏名又は名称原語表記】の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載し、法人にあつては、その次に【代表者】の欄を設けるものとする。

- 2 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を採用するときは、【提出物件の目録】の欄に【包括委任状番号】の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を採用するときは、【提出物件の目録】の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

- 4 その他は、様式第2の備考と同様とする。

様式第4 (第2条関係) (平11通産令133・全改、平27経産令7・平31経産令12・令元経産令1・  
一部改正)

【書類名】 意匠登録願

【整理番号】

【特記事項】 意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願

【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】

【備考】

- 1 意匠法第13条第1項の規定による出願の変更をするときは、【特記事項】の欄の「意匠法第13条第2項」を「意匠法第13条第1項」とする。
- 2 【「原出願の表示」】の欄の【「出願番号」】には「実願○○○○—○○○○○○○」、【「出願日」】には「令和何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記載する。意匠法第13条第1項の規定による出願の変更をするときは、【「出願日」】には「令和何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、【「出願日」】の次に【「整理番号」】の欄を設けてもとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。意匠法第13条第1項の規定による出願の変更をするときは、【「出願日」】には「令和何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、【「出願日」】の次に【「整理番号」】の欄を設けてもとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 3 その他は、様式第2の備考並びに様式第3の備考3と同様とする。

変更をするときは、【「出願番号」】には「特願○○○○—○○○○○○○」、【「出願日」】には「令和何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、【「出願日」】には、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、【「出願日」】の次に【「整理番号」】の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。意匠法第13条第1項の規定による出願の変更をするときは、【「出願日」】には「令和何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、【「出願日」】の次に【「整理番号」】の欄を設けてもとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。

様式第5 (第2条関係) (平11通産令133・全改、平27経産令7・平31経産令12・令元経産令1・  
一部改正)

【書類名】 意匠登録願

【整理番号】

【特記事項】 意匠法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願

【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【手続補正書提出日】

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

〔〔国籍・地域〕〕

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

〔〔予納台帳番号〕〕

〔〔納付金額〕〕

【提出物件の目録】

【物件名】 図面

1

【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】

【備考】

- 1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「意願○○○○—○○○○  
○○」、 「【手続補正書提出日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの意  
匠登録出願の番号及び意匠法第17条の2第1項の規定により却下された補正  
についての手続補正書の提出の年月日を記載する。

- 2 第9条第3項の規定により図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目  
録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「図面」と記載し、その次に「【採  
用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。  
3 その他は、様式第2の備考並びに様式第3の備考2及び3と同様とする。

## 様式第6(第3条関係)

## 【書類名】図面

## 【備考】

- 用紙は、日本産業規格A4(横21cm、縦29.7cm)の大きさのトレーシングペーパー、トレーシングクロス(黄色又は薄い赤色のものを除く。)、白色画用紙、白色上質紙又は印画紙を縦長にして用いる。
- 余白は、少なくとも用紙の左に2cmをとるものとする。
- 図面が複数意匠一括出願手続に用いられるときは、ページの上の余白部分の右端にページ数を記入し、図面が複数意匠一括出願手続に用いられるときは、ページの上の余白部分の左端に当該図面によって表す意匠の意匠番号を記入する。
- 図面は、濃墨、黒色インキ又は容易に変色若しくは退色しない絵の具で鮮明に描くか、あるいは複写等により鮮明で容易に消すことができないように作成するものとし、鉛筆、インキ(黒色のものを除く。)、クレヨンを使用したもの又は複写したものであつてはならない。
- 線の太さは、実線及び破線にあつては約0.4mm(切断面を表す平行斜線にあつては約0.2mm)、鎖線にあつては約0.2mmとする。
- 図は、横150mm、縦113mmを超えて記載してはならない。
- 図形(参考図の図形を除く。)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の【「意匠の説明】」の欄に記載する。
- 立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の【「意匠の説明】」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。
- 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図(キャビネット図(幅対高さ対奥行きの比率が1対2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1のもの)に限る。)であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の【「意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図

正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- 平面的なものを表す図面は、同一縮尺により作成した表面図及び裏面図のうち意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には、その旨を願書の【「意匠の説明】」の欄に記載することをもつて表面図を裏面図に代えることができる。
- 意匠法第2条第1項に規定する画像は、画像図(意匠登録を受けようとする画像を表す図をいう。以下同じ。)に表す。画像が立体的なものである場合は、画像正面図、画像右側面図等、画像○図を用いる。
- 物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から11までに規定される図において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の【「意匠の説明】」の欄に記載する。意匠法第8条において規定する組物の意匠及び同法第8条の2において規定する内装の意匠の部分について意匠登録を受けようとする場合についても同様とする。
- 棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地のものであつて模様は繰り返して連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返して連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地のものであつて模様が一方にのみ繰り返して連続するものについては、その旨を願書の【「意匠の説明】」の欄に記載する。
- ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品、建築物又は画像の一部分の図示を省略しても意匠を明確に表すことができる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略することができる。この場合において、その省略箇所は、2本の平行な1点鎖線で切断了ように示す等により明らかにするものとし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法を願書の【「意匠の説明】」の欄に記載する。
- 8から10までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。
- 断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断面を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。
- 部分拡大図を描くときは、その拡大箇所を当該部分拡大図のものと図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。
- 符合は、ローマ字(大文字に限る。)若しくはアラビア数字又はこれらの組み合わせ

せからなる記号を用いる。

- 19 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わせられたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わせられた状態における図のほか、その物品のそれぞれの構成部分について8から10までの図面及び15の図を加える。
- 20 積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。
- 21 数棟の建物がある場合のように各棟の図面だけでは位置関係を十分表現することができないものについては各棟の配置を表す図を加える。
- 22 動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。
- 23 衣服又は装身具等の意匠であつて、意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用等した状態で図示しなければその意匠を十分表現することができないものについては、次に掲げる方法の少なくともいずれか一方により意匠登録を受けようとする意匠を特定することができるときは、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図示することができる。
- イ 願書の【意匠の説明】の欄に意匠登録を受けようとする意匠を特定する方法を記載する。
- ロ 願書に添付した図面において、意匠登録を受けようとする意匠を実線で描き、その他のものを破線で描く等する。
- 24 各図の上部には、その種類に応じ【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】、【底面図】、【表面図】、【裏面図】、【展開図】、【○断面図】、【○切断部端面図】、【○拡大図】、【斜視図】、【正面、平面及び右側面を表す図】、【画像図】、【画像○図】等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。
- 25 書類名及び図の表示の文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りよかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに【J】、【I】、及び【▼】は用いてはならない(欄名及び図の表示の前後に【J】及び【I】を用いるときを除く。)
- 26 一図は、複数ページにわたつて記載してはならず、また、図を横に並べて描いてはならない。
- 27 物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。
- イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
- ロ 外周の外周、内面又は肉厚内のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さないで、前面又は上面の模様又は色彩だけを

表す。

- ハ 外周の外周、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか2以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

様式第7 (第4条関係) (平11通産令132・全改、平31経産令49・令元経産令17・令2経産令14・一部改正)

【書類名】 写真

【備考】

- 1 写真は、意匠登録を受けようとする意匠を現した画像以外に他のものを入らないものとする。
- 2 写真は、折ってはならない。
- 3 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとする。
- 4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から13まで、15及び19から26までと同様とする。

様式第8 (第5条関係) (平11通産令132・全改、平31経産令49・令元経産令17・令2経産令14・一部改正)

【書類名】 見本

意匠登録出願人の 氏名(名称)		出 願 番 号	
意匠に係る物品		出 願 日	

【備考】

- 1 【書類名】の欄には、ひな形を提出するときは「ひな形」と記載する。
- 2 見本又はひな形は、丈夫な袋に納め、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさの紙をこの袋にはり付ける。複数の見本又はひな形を提出するときは、各見本又はひな形単位に袋に納め、その見本又はひな形に応じた表示を記載した紙を袋にはり付ける。この場合において、見本又はひな形に応じた表示は、紙の上に記載し、かつ、複数の見本又はひな形の表示が同一とならないようにする。
- 3 物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品、建築物又は画像のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の【「意匠の説明」】の欄に記載する。意匠法第8条において規定する組物の意匠及び同法第8条の2において規定する内装の意匠の部分について意匠登録を受けようとする場合についても同様とする。
- 4 「意匠登録出願人の氏名(名称)」等の欄に記載は、紙の下にし、「出願番号」及び「出願日」の欄には記載しない。ただし、複数の見本(ひな形)を提出するときは、2枚目以降には当該記載は省略できる。
- 5 その他は、様式第6の備考2、3及び25と同様とする。

様式第9（第6条関係）（平11通産令133・全改、平27経産令7・令元経産令1・令2経産令14、  
令2経産令22・一部改正）

【書類名】 特徴記載書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【意匠の特徴】

【説明図】

【提出物件の目録】

【備考】

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○—○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○、意匠番号○○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。審判に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服○○○○—○○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号を記載する。
- 2 「【意匠登録出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のよ

うに欄を繰り返し返して記載する。

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 3 「【意匠の特徴】」の欄には、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を次の要領で記載する。
  - イ 意匠の特徴を平易かつ明瞭に記載する。
  - ロ 文字数は1,000字以内とし、簡潔に記載する。
  - ハ 「【意匠の特徴】」の欄には、文字のみを記載し、図、表等を記載してはならない。
- 4 「【説明図】」の欄には、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を説明するための図を次の要領で記載することができる。
  - イ 図は、複数ページにわたって記載してはならない。
  - ロ 図は、横150mm、縦113mmを超えて記載してはならない。複数の図形を記載する場合も同様とする。
- 5 「【意匠の特徴】」の欄に記載又は「【説明図】」の欄に記載を補正するときは、特徴記載書の全記載を補正するものとし、新たな特徴記載書を作成して提出しなければならない。
- 6 その他は、様式第1の備考6、9及び14並びに様式第2の備考1から4まで、14、17、21から23まで及び32から36までと同様とする。

様式第10（第11条関係）（平11通産令152・令改、平27通産令7・令元通産令1・令2通産令14  
・令2通産令52・一部改正）

【書類名】 秘密意匠期間変更請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求の内容】

【提出物件の目録】

【備考】

- 1 【事件の表示】の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○—○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。審判に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服○○○○—○○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。登録後に請求するときは、「【事件の表示】」の欄に「【登録番号】」の欄を設け、「意匠登録第○○○○○○○○号」のように意匠登録の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄には、出願の番号を記載する。
- 2 【氏名又は名称】は自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 3 【請求人】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返して設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 4 【請求の内容】の欄には、意匠を秘密にすることを請求する期間について、変更後の期間を記載する。当該変更後の期間は意匠権の設定の登録の日から経過した期間を記載するものとする。
- 5 その他は、様式第1の備考14、様式第2の備考1から4まで、11、14、17、21、23及び32から36まで並びに様式第3の備考3と同様とする。



## 様式第11(第13条関係)

【書類名】 意見書  
 (【提出日】 令和 年 月 日)  
 【あて先】 特許庁審査官 殿  
 (特許庁審判長 殿)

## 【事件の表示】

【出願番号】

## 【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

## 【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

## 【発送番号】

## 【意見の内容】

## 【証拠方法】

## 【提出物件の目録】

## 【備考】

- 1 「【あて先】」は、特許庁審査官による命令の場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長による命令の場合はその命令を発した特許庁審判長とする。
- 2 「【事件の表示】」の「【出願番号】」の欄には「意願○○○○—○○○○○○」のように意匠登録出願の番号を記載する。審判に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服○○○○—○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。
- 3 審判に係属中は、「【意匠登録出願人】」を「【審判請求人】」とする。
- 4 「【発送番号】」の欄には、拒絶理由通知書等に記載された発送の番号を記載する。
- 5 図を「【意見の内容】」の欄に記載する場合は、一つの図は、横150mm、縦113mmを超えて記載してはならない。
- 6 その他は、様式第1の備考6、9、14及び19、様式第2の備考1から4まで、14、17、21から23まで及び32から36まで並びに様式第9の備考2と同様とする。

## 様式第12(第14条関係)

【書類名】 審判請求書  
 (【提出日】 令和 年 月 日)  
 【あて先】 特許庁長官 殿

## 【審判事件の表示】

【出願番号】

【審判の種別】

## 【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

(【電話番号】)

(【ファクシミリ番号】)

## 【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

(【ファクシミリ番号】)

## 【手数料の表示】

(【手納金庫番号】)

(【納付金額】)

## 【請求の趣旨】

## 【請求の理由】

## 【証拠方法】

## 【提出物件の目録】

## 【備考】

- 1 「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○—○○○○○○」のように記載し、「【審判の種別】」には、「拒絶査定不服審判事件」又は「補正却下決定不服審判事件」のように記載する。
- 2 「【審判請求人】」又は「【代理人】」の欄の「(【電話番号】)」又は「(【ファクシミリ番号】)」の欄には、審判請求人又は代理人の所有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 3 「(【国籍・地域】)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域(特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域)と同一であるときは、「(【国籍・地域】)」の欄は設けるには及ばない。
- 4 代理人が審判請求人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(代理人が法人にあつては「【代表者】」)の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「審判請求人○○の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人的の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「審判請求人○○の代理人」と、「業務を執行する社員は○○○」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
- 5 「【審判請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。  
 【審判請求人】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 (【国籍・地域】)  
 (【電話番号】)

- (【ファクシミリ番号】)
- 【審判請求人】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 (【国種・地域】)  
 (【電話番号】)  
 (【ファクシミリ番号】)
- 6 代理人の選任を審判請求と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【選任した代理人】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 (【電話番号】)  
 (【ファクシミリ番号】)
- 【選任した代理人】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 (【電話番号】)  
 (【ファクシミリ番号】)
- 7 「【請求の理由】」の欄には、拒絶査定不服審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 拒絶査定の変更点」、「3. 立証の趣旨」、「4. 本願査定が登録されるべき理由」又は「5. むすび」のような欄を設けて記載する。補正却下決定不服審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 決定の理由の要点」、「3. 本願査定の変更点及び補正の趣旨」、「4. 要旨変更に係る争点の説明」、「5. 補正の根拠及び要旨の変更でない旨の説明」、「6. むすび」のように欄を設けて記載する。
- 8 「【証拠方法】」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
- イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
- ロ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
- ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
- ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
- ホ 証拠方法が保証物であるときは、立証事項、その保証物に付すべき符号及び保証物の表示
- 9 その他は、様式第1の備考ら及び9、様式第2の備考1から5まで、12、14、17、21、23、26、27及び33から37まで並びに様式第3の備考各と同等とする。この場合において、様式第2の備考27中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。

様式第13(第14条関係)

特 許 審 判 請 求 書 (令和 年 月 日)

- 特許庁長官 殿
- 1 審判事件の表示
- 2 請求人  
 (識別番号)  
 住所(居所)  
 (電話又はファクシミリの番号)  
 氏名(名称)  
 (国種・地域)
- 3 代理人  
 (識別番号)  
 住所(居所)  
 (電話又はファクシミリの番号)  
 氏名(名称)
- 4 被請求人
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 証拠方法
- 8 書証の原本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 9 添付書類又は添付物件の目録

(備考)

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左2cm、上に2cm、右及び下に3cmとする。
- 3 文字は、タイプライター等により、黒色で、明りようにの容易に消すことができないように書く。
- 4 特許印紙をはくるときは、その下にその額を括弧書きして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「7 証拠方法」欄の次に「8 手続台帳番号」の欄を設けて、手続台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設けて、手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「7 証拠方法」欄の次に「8 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により前記立替納付者による納付の申出を行うときは、「請求人」の欄(代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)に「識別番号」の欄を設けて識別番号を記載し、「7 証拠方法」欄の次に「8 指定立替納付」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「識別番号」の欄は設けるには及ばない。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別添第4号の12番式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付書によるときは、「7 証拠方法」欄の次に「8 納付番号」の欄を設けて、納付番号を記載する。
- 5 「審判事件の表示」の欄には、「意匠登録第○○○○○○○号意匠登録無効審判事件」のように記載する。
- 6 「住所(居所)」の欄は、何部、何町、何村、大字、大字河、字河、何番地、何号のように詳しく記載する。
- 7 「電話又はファクシミリの番号」は、審判請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

- 8 「(国籍・地域)」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所(居所)」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「(国籍・地域)」の欄は設けるには及ばない。
- 9 「氏名(名称)」の欄は、法人又は法人でない団体等については、名称を記載しその次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「氏名(名称)」「法人にあつては「代表者(管理人)」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「○法の規定による法人」、外国人にあつては、「○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 10 「請求の理由」の欄には、「1. 手続の経緯」、「2. 無効理由の要点」、「3. 本件登録意匠の無効にすべき理由」、「4. 必ずし」のように項目を設けて記載する。
- 11 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によるときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の欄の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 12 「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
- イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
- ロ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
- ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
- ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
- ホ 証拠方法が検定物であるときは、立証事項、その検定物に付すべき符号及び検定物の表示
- 13 「(令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。
- 14 訂正をしたときは、なるべく右の余白に訂正字数を記載する。
- 15 とじ方はなるべくなじとし、容易に確認しないようにする。
- 16 第19条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「[提出の表示]」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは採用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(意匠種に係るものにあつては、登録登録番号、登録名及びその提出日)を記載する。
- 17 「書面の原本に記載すべき事項の電子的方法による提供に係る承諾」の欄には、特例法第10条第2項に規定された手続をする者の承諾をする場合には、その旨を記載する。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載する。

## 様式第14(第15条関係)

【書類名】 手続補正書

(【提出日】 令和 年 月 日)  
 【あて先】 特許庁長官 殿  
 特許庁審査官 殿  
 特許庁審判長 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【手続補正1】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手数料補正】

【補正対象書類名】

(【手納台帳番号】)

【納付金額】

(【手数料の表示】)

(【手納台帳番号】)

(【納付金額】)

(備考)

- 【あて先】は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を發した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を發した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 【事件の表示】の【出願番号】の欄には、「登録○○○○-○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号の通知がされていないときは、「[出願番号]」を「[出願日]」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録」のように出願の年月日を記載し、「[出願日]」の次に「[登録番号]」の欄を設けて、当該出願の届書に記載した登録番号を記載する。国際登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「[出願番号]」を「[出願日]」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録」のように国際登録の日の年月日を記載し、「[出願日]」の次に「[登録番号]」の欄を設けて、「-」のようにハイフンを記載し、「[手数料の表示]」の欄の次に「[その他]」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。国際登録出願にあつては、「[出願番号]」を「[出願日]」とし「令和何年何月何日提出の国際登録」のように出願の年月日を記載する。審判に係属のものについては【事件の表示】の欄に「[審判番号]」の欄を設けて「不願○○○○-○○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「[出願番号]」の欄に、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「[審判番号]」を「[審判請求日]」とし、審判請求をした年月日を記載し、かつ、「[出願番号]」の欄に国際登録出願の番号を記載する。
- 【補正をする者】の欄の【住所又は居所】及び【氏名又は名称】に国際登録出願の出願人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載するときは、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。



正対象書類名)には、「意匠登録簿」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。

ハ 納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、売上余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には、「意匠登録簿」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、「【予納台帳番号】」の欄は設けるには及ばない。

ニ 意匠法第9条第6項ただし書の規定により、審査により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【補正対象書類名】」には、「意匠登録簿」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

13 第15条第2項の規定により2以上の補正を一つの書面とするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該補正に係る事件の表示(事件の表示の区切りには該当「。」を付すこと。)を記載する。

【別紙】

意願○○○○—○○○○○、意願○○○○—○○○○○、

意願○○○○—○○○○○、意願○○○○—○○○○○

14 第15条第3項の規定により補正と申請を一つの書面とするときは、次の要領で記載する。

イ 「【書類名】」を「手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「【補正をする書】」の欄を「【補正をする書及び申請人】」とする。

ロ 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【手続の補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申請に係る意匠登録番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る意匠登録番号(事件の表示又は意匠登録番号の区切りには該当「。」を付すこと。)を記載する。

【別紙】

【手続の補正に係る事件の表示】

意願○○○○—○○○○○、意願○○○○—○○○○○、

意願○○○○—○○○○○、意願○○○○—○○○○○、

【表示更正登録申請に係る意匠登録番号】

意匠登録簿○○○○○○○号、意匠登録簿○○○○○○○号、

意匠登録簿○○○○○○○号、意匠登録簿○○○○○○○号、

ハ 「【手続補正1】」の欄の次に「【更正に係る表示】」及び「【登録の目的】」の欄を設け、「【更正に係る表示】」の欄には「【更正前の表示】」及び「【更正後の表示】」の欄を設けて、更正に係る表示が氏名(名称)であるときはその氏名(名称)、更正に係る表示が住所(居所)であるときはその住所(居所)をそれぞれ記載し、「【登録の目的】」の欄には、「登録名義人の表示更正」のように記載する。

ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は売上余白にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住所表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は「行政区域の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。

ホ 意匠登録令第7条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、更正の次に「【届出の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定による場合は当該書面が提出される手続に係る意匠登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定による場合は当該書面が提出された手続に係る意匠登録番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略

するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【届出の表示】

【物件名】

【届出の表示】

15 その他は、様式第1の備考6、9及び14、様式第2の備考1から4まで、14、17、21から23まで及び32から38まで並びに様式第11の備考4と同様とする。この場合において、様式第2の備考21中「を記載する」とあるのは「を記載する(弁理士法施行令(平成12年政令第384号)第7条第13号の補正をする場合を除く。)」と、備考22中「改めて記載する」とあるのは「改めて記載する(弁理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。)」と読み替えるものとする。

様式第14の2(第15条関係)

【書種名】 手続補正書(複数)  
【提出日】 令和 年 月 日  
【あて先】 特許庁長官 殿  
(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発注番号】

【手続補正1】

【補正対象書類名】

(【補正対象書類番号】)

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手数料補正】

【補正対象書類名】

(【手続台帳番号】)

【納付金額】

(【手数料の表示】)

(【手続台帳番号】)

(【納付金額】)

(備考)

1 【事件の表示】の「【出願番号】」の欄には、「意図○○○○-○○○○」のように第2条2第3項に規定する複数意匠一括出願手続の番号を記載する。ただし、複数意匠一括出願手続の番号がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願(複数)」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次に記載した整理番号を記載する。

2 【手続補正1】の欄は、次の要領で記載する(備考3及び備考4の場合を除く。)

イ 【補正対象書類名】は、「意匠登録願(複数)」のように記載する。

ロ 【補正対象書類番号】は、補正の対象とする項目の属する意匠番号を記載し、複数の意匠番号を記載してはならない。【意匠登録出願人】、「【代理人】」、「【承継人】」、「【権利譲渡の主張】」等、審判法廷規則第2条の2第5項に規定する事項について補正する場合は「【補正対象書類番号】」の欄は設けない。

ハ 【補正対象項目名】は「意匠の創作をした者」、「意匠登録出願人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」、「正面図」、「全面」、「手続補正〇」のように補正をする単位名を記載する。

ニ 【補正方法】は、補正をする単位において、提出した書類に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削除するときは「削除」と記

載する。ただし、願書を補正する場合において、新たに意匠の創作をした者を加えるときは意匠の創作をした者のうちの一部の者を削るときは「変更」と記載する。

ホ 【補正の内容】は「【補正対象項目名】」に記載した事項(前に「【】」、後ろに「】」を付す。)及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」、「【代表者】」、「【補正をする者】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【手続をした者】」、「【代理人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人代理人】」又は「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を補正するときは、補正後の当該欄に係る者又は事項のすべてを記載し、「【補正対象項目名】」が「全面」のときは、図面の全面を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

3 通常の意匠登録出願(関連意匠の意匠登録出願以外の意匠登録出願をいう。以下同じ。)を関連意匠の意匠登録出願に補正するときは、次の要領で記載する。

イ 【補正対象書類名】の欄には、「意匠登録願(複数)」と記載する。

ロ 【補正対象書類番号】は、補正の対象とする項目の属する意匠番号を記載する。

ハ 【補正対象項目名】の欄には、「本意匠の表示」と記載する。

ニ 【補正方法】の欄には、「追加」と記載する。

ホ 【補正の内容】の欄には、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に、「【出願番号】」の欄を設けて、「意図○○○○-○○○○」のように本意匠に係る意匠登録出願の番号を記載するか、又は「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録簿○○○○○○〇〇号」のように本意匠に係る意匠登録の番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠に係る意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。本意匠が同じ複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であるときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の次に記載した整理番号を記載する。本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、当該他の複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願(複数)」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠登録出願の次に記載した整理番号を記載し、「【意匠の創作をした者】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号○○〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次に記載した整理番号を記載する。本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、当該他の複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて、「意図○○○○-○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠登録出願の次に記載した整理番号を記載する。国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の国際登録の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「一」のようにハイフンを記載し、「【意匠の創作をした者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○〇〇〇〇、意匠番号○○〇〇」のように本意匠に係る国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

4 関連意匠の意匠登録出願を通常の意匠登録出願に補正するときは、「【補正対象書類名】」には、「意匠登録願(複数)」と記載し、「(【補正対象書類番号】)」は、補正の対象とする項目の属する意匠番号を記載し、「【補正対象項目名】」には、「本意匠の表示」と記載し、「【補正方法】」には、「削除」と記載し、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

5 図面を補正するときは、全面、「【〇〇図】」を単位として補正しなければならない。複数意匠一括出願手続の願書の図面を補正するときは、補正する単位は意匠番号ごととする。

6 補正をする単位を異にする以上の箇所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、

「【手続補正9】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補正2】  
 【補正対象書類名】  
 (【補正対象書類名】)  
 【補正対象項目名】  
 【補正方法】  
 【補正の内容】  
 【手続補正3】  
 【補正対象書類名】  
 (【補正対象書類名】)  
 【補正対象項目名】  
 【補正方法】  
 【補正の内容】

- 7 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合に次の要領により記載する。
- イ 特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「重伝登録簿(複製)」のように書類名を記載し、「【手続台帳番号】」には「予納台帳の番号を、「【納付金額】」には不足手数料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。
- ロ 重伝法第7条第6項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「重伝登録簿(複製)」のように書類名を記載し、「(【手続台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「重伝登録簿(複製)」のように書類名を記載し、「(【手続台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。
- ハ 納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、左上余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には、「重伝登録簿(複製)」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、「(【手続台帳番号】)」の欄は設けるには及ばない。
- ニ 重伝法第7条第6項ただし書の規定により、現金不足手数料を納付場合であつて納付書によるときは、「【補正対象書類名】」には「重伝登録簿(複製)」のように書類名を記載し、「(【手続台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、事務規程別紙第4号の2様式の納付書(特許提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「(【手続台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 8 第15条第2項の規定により2以上の複数重伝一括出願手続の補正を一の書面でするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該補正に係る事件の表示(事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。

【別紙】  
 重伝○○○○—○○○○○、重伝○○○○—○○○○○  
 重伝○○○○—○○○○○、重伝○○○○—○○○○○

- 9 第15条第3項の規定により補正と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。
- イ 「【書類名】」を「手続補正書(複製)及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「【補正をする者】」の欄を「【補正をする者及び申請人】」とする。
- ロ 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【手続の補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申請に係る重伝登録番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る複数重伝一括出願手続の番号(事件の表示又は重伝登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。

【別紙】

【手続の補正に係る事件の表示】  
 重伝○○○○—○○○○○、重伝○○○○—○○○○○  
 重伝○○○○—○○○○○、重伝○○○○—○○○○○  
 【表示更正登録申請に係る重伝登録番号】  
 重伝登録第○○○○○○号、重伝登録第○○○○○○号、  
 重伝登録第○○○○○○号、重伝登録第○○○○○○号

- ハ 「【手続補正1】」の欄の次に「【更正に係る表示】」及び「【登録の目的】」の欄を設け、「【更正に係る表示】」の欄には「【更正前の表示】」及び「【更正後の表示】」の欄を設けて、更正に係る表示が氏名(名称)であるときはその氏名(名称)を、更正に係る表示が住所(原明)であるときはその住所(原明)をそれぞれ記載し、「【登録の目的】」の欄には、「登録名義人の表示更正」のように記載する。
- ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住所表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。
- ホ 重伝登録令第7条において適用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書類の書類名を記載し、更にその次に「【採用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書類が提出された手続に係る重伝登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書類が提出された手続に係る重伝登録番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書類の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】  
 【採用の表示】  
 【物件名】  
 【採用の表示】

- 10 その他は、様式第1備考6、9及び14、様式第2の備考1から4まで、13、15及び16、20から22まで及び31から35まで、様式第11の備考4並びに様式第14の備考1、4、6及び7と同様する。この場合において、様式第2の備考21中「を記載する」とあるのは「を記載する(弁理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。)」と、備考22中「改めて記載する」とあるのは「改めて記載する(弁理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。)」と読み替えるものとする。

様式第15 (第15条関係)

手続補正書

(令和 年 月 日)

- 特許庁審判長 殿
- 1 事件の表示
- 2 補正をする者  
住所 (居所)  
氏名 (名称)
- 3 代理人 (居所)  
住所 (居所)  
氏名 (名称)
- 4 補正対象書類名
- 5 補正対象項目名
- 6 補正の内容
- 7 添付書類の目録

(備考)

- 1 「事件の表示」の欄には、審判に係属のものについては「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載する。
- 2 「住所 (居所)」は、何處、何郡、何村、大字同、字同、何番地、何号のように詳しく記載する。国際登録の名称人にあつては、「住所 (居所)」の次に「住所 (居所) 原語表記」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する。国際登録出願の出願人にあつては、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。
- 3 「氏名 (名称)」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。国際登録の名称人にあつては、「氏名 (名称)」の次に「氏名 (名称) 原語表記」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する (法人にあつては、「氏名 (名称) 原語表記」の次に「代表者」の欄を設ける)。国際登録出願の出願人にあつては、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。
- 4 「補正をする者」又は「代理人」の欄の住所の次に補正をする者又は代理人の住所又は電話番号又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 5 「補正対象書類名」の欄には、「審判請求書」のように補正をする書類名を記載する。
- 6 「補正対象項目名」の欄には、「請求人」、「請求人」のように補正をする箇所を記載する。
- 7 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が審判請求人、代表者若しくは代理人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み取りやすいものであるときは、なるべく片假名で振り仮名を付ける。
- 8 その他は、様式第13の備考1から3まで、11及び13から16までと同様とする。この場合において、様式第13の備考11中「記載する」とあるのは「記載する (弁理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。)」と読み替えるものとする。

様式第16 (第15条関係)

手数料補正書

(令和 年 月 日)

特許  
印紙  
(円)

- 特許庁審判長 殿
- 1 事件の表示
- 2 補正に係る書類名
- 3 補正をする者  
(識別番号)  
住所 (居所)  
氏名 (名称)
- 4 代理人 (識別番号)  
住所 (居所)  
氏名 (名称)
- 5 補正命令の日付

(備考)

- 1 特許印紙をはるときは、不足手数料の額とし、特許印紙の下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第4条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「5 補正命令の日付」欄の次に「6 手数料(番号)」の欄を設けて、手数料の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設けて、手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第4条第4項の規定により指定立替納付による納付の申出を行うときは、「6 補正命令の日付」欄の次に「6 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第4条第5項の規定により指定立替納付による納付の申出を行うときは、「補正をする者」の欄 (代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄) に「識別番号」の欄を設けて識別番号を記載し、「5 補正命令の日付」の欄の次に「6 指定立替納付」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「識別番号」の欄は設けるには及ばない。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12番式の納付済証 (特許庁提出用) を切の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「5 補正命令の日付」の欄の次に「6 納付番号」の欄を設けて、納付番号を記載する。
- 2 「補正に係る書類名」の欄には、「審判請求書」のように補正をする書類名を記載する。
- 3 「氏名 (名称)」の欄は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
- 4 その他は、様式第13の備考1、6、11及び13から15まで並びに様式第15の備考1及び4と同様とする。この場合において、様式第13の備考11中「記載する」とあるのは「記載する (弁理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。)」と読み替えるものとする。



## 様式第18(第18条関係)

【書類名】 意匠登録料納付書  
 (【提出日】 令和 年 月 日)  
 【あて先】 特許庁長官 殿  
 【出願番号】  
 【意匠登録出願人】  
 【氏名又は名称】  
 【納付者】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 【納付年分】

( 円)

ここに特許印紙をはり付けること

## (備考)

- 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙は不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 余白は、すくなくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大ききで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「[ ]」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(欄名の前後に「【】及び「】」を用いるときを除く。)
- 「【出願番号】」の欄には、「意願○○○○○—○○○○○○」のように意匠登録出願の番号を記載する。
- 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
- 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあつては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の

有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。「【代理人】」の欄についても同様とする。

- 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」)の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 「【意匠登録出願人】」又は「【納付者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 

【意匠登録出願人】  
 【氏名又は名称】  
 【意匠登録出願人】  
 【氏名又は名称】  
 【納付者】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 【納付者】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】
- 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 手続をした者の新たな代理人が第9条の2の規定に基づき意匠を秘密にすることを請求する旨を登録料納付書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【納付者】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設けて、当該代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。ただし、登録料を納付しようとする者が当該代理人と同一の者である場合は、この限りでない。
- 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁理士のときは、「【弁理士】」と記載する。
- 第9条の2の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を登録料納付書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【納付年分】」の欄の上に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、意匠法第42条第5項ただし書及び同法第67条第6項ただし書の規定により、現金により登録料及び手数料を納付したときは、登録料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。また、「【意匠登録出願人】」の欄には、「【氏名又は名称】」の上に「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」を記載しなければならない。

- 16 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に、「第1年分から第何年分」のように記載する。
- 17 登録査定の本物の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付年分】」(備考20に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和何年何月何日名称変更届提出」「令和何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。
- 18 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。意匠法第42条第5項ただし書及び同法第67条第6項ただし書の規定により、現金により登録料又は登録料及び手数料を納付した場合であつて、納付書による場合は、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報による場合は、「【納付年分】」の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。
- 19 「(【提出日】 令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。
- 20 第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 21 各用紙において、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

## 様式第19(第18条関係)

【書類名】 意匠登録料納付書  
 (【提出日】 令和 年 月 日)  
 【あて先】 特許庁長官 殿  
 【意匠登録番号】  
 【意匠権者】  
 【氏名又は名称】  
 【納付者】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 【納付年分】

( 円) ここに特許印紙をはり付けること

## 〔備考〕

- 1 【納付者】の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 2 【納付者】の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあつては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

- 3 複数年分を納付するときは、【納付年分】の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 4 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、【納付年分】(備考6に該当する場合にあつては【特分の割合】)の欄の次に【特許料等に関する特記事項】の欄を設けて「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。
- 5 特許印刷を払うときは、その上にその額を括弧をして記載する。意匠法第42条第5項ただし書又は同法第44条第3項ただし書の規定により、現金により登録料を納付した場合であつて、納付書による場合は、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、【納付年分】の欄の次に【登録料の表示】及び【納付番号】の欄を設けて、【納付番号】の欄に納付番号を記載する。
- 6 第18条第2項の規定により外国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の特分の割合に乗じて得た額を納付するときは、【納付年分】の欄の次に【特分の割合】の欄を設けて、○/○のように国以外のすべての者の特分の割合を記載する。
- 7 第18条第3項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、【納付年分】(備考4に該当する場合にあつては【特許料等に関する特記事項】、備考6に該当する場合にあつては【特分の割合】)の欄の次に【その他】の欄を設けて、納付することができなかった理由について具体的に記載する。
- 8 その他は、様式第18の備考1から4まで、6、7、10から12まで、19及び21と同様とする。この場合において備考11中【意匠登録出願人】とあるのは【意匠権者】と読み替えるものとする。

## 様式第19の2(第18条の6関係)

【書名】 回復理由書  
 (提出日) 令和 年 月 日  
 【あて先】 特許庁長官 殿  
 【意匠登録番号】  
 【意匠権者】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 【代理人】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 【回復の理由】  
 (【手数料の表示】)  
 (【納付番号】)  
 【提出物件の目録】

(備考)

- 1 特許印刷を払うときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第16条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付番号】」を「【納付台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に【納付金額】の欄を設け、手数料の額を記載する。意匠法第6条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により自記表決による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の欄の次に【納付金額】の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第6条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の欄の次に【納付金額】の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第6条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付番号】」には納付番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「【手数料の表示】」の欄の「【納付番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。備考3に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。備考6に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。ただし、意匠法第3号中欄括弧書きの者が手続をするときは特許印刷は不要とする。
- 2 【住所又は居所】は、町名、町区、丁目、大字例、字例、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄は設けるには要しない。
- 3 【意匠権者】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれのように欄を繰り返し設けて記載する。  
 【意匠権者】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 【意匠権者】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】
- 4 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するも





## 様式第21（第18条の4関係）

【書類名】 既納手数料返還請求書  
 （【提出日】令和 年 月 日）  
 【表題先】 特許庁長官 殿  
 【事件の表示】  
 【出願番号】  
 【返還請求人】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 【代理人】  
 【識別番号】  
 【住所又は居所】  
 【氏名又は名称】  
 【返還請求対象書籍】  
 【書籍名】  
 【提出日】  
 【納付済金額】  
 【滞正納付金額】  
 【返還請求金額】  
 【返還金額込先】  
 【金融機関名】  
 【口座種別】  
 【口座番号】  
 【フリガナ】  
 【口座名義人】  
 【提出物件の目録】  
 【物件名】

## 【備考】

- 1 【事件の表示】の「出願番号」の欄には、「発願○○○○-○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「-」のようにハイフンを記載し、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○、重畳番号○○○」のように国際登録の番号と重畳の番号を記載する。国際登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「令和何年何月何日提出の国際登録出願」のように出願の年月日を記載する。審判（延滞中のものについては【事件の表示】の欄に【審判番号】の欄を設けて「不願○○○○-○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、【出願番号】の欄に、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に意匠登録出願の番号を記載する。
- 2 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載する。
- 3 「【返還請求人】」の欄の「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」に国際登録出願の出願人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載するときは、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。
- 4 「【返還請求対象書籍】」の欄の「【書籍名】」及び「【提出日】」には、意匠登録簿、手続補正書、出願人名義変更届、期間延長請求書、審判請求書のように返還を請求する手数料を納付した手続に係る書籍名及びその提出年月日を記載する。

- 5 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。
- 6 「【滞正納付金額】」の欄には、当該手続書類において滞正に納付すべき手数料の額を記載する。ただし、意匠法第88条第2項において準用する特許法第18条の2第1項の規定による却下部分に係る場合は、「【滞正納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 7 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する手数料の額を記載する。
- 8 その他は、様式第1の備考1から4まで、6から10まで及び12から19まで並びに様式第20の備考3、4、8及び10と同様とする。この場合において、様式第1の備考12中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

## 様式第22（第18条の5関係）

【書種名】 債権指定手数料返還請求書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【返還請求人】

【住所又は居所】

【住所又は居所原語表記】

【氏名又は名称】

【氏名又は名称原語表記】

【代理人】

【住所又は居所】

【住所又は居所】

【返還理由】

【納付済金額】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

【提出物件の目録】

【物件名】

（備考）

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○—○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意証登録簿」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「【返還金振込先】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「【国際登録番号】M/○○○○○○○、意証番号○○○」のように国際登録の番号と意証の番号を記載する。
- 2 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る個別指定手数料を納付した者を記載する。
- 3 「【返還請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。  
【返還請求人】  
【住所又は居所】  
【住所又は居所原語表記】  
【氏名又は名称】  
【氏名又は名称原語表記】  
【返還請求人】  
【住所又は居所】  
【住所又は居所原語表記】  
【氏名又は名称】  
【氏名又は名称原語表記】
- 4 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。  
【代理人】  
【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

6 「【納付済金額】」の欄には、国際事務局に納付した個別指定手数料のスイス・フラン表示の額（「スイス・フラン」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

7 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、9、10、12及び15から19まで並びに様式第20の備考4、8及び10と同様とする。この場合において、様式第1の備考12を「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

一	組の食品セット
二	組の嗜好品セット
三	組の衣服セット
四	組の身の回り品セット
五	組の美容用具セット
六	組の繊維製品セット
七	組の室内装飾品セット
八	組の清掃用具セット
九	組の洗濯用具セット
十	組の保健衛生用品セット
十一	組の飲食用容器セット
十二	組の調理器具セット
十三	組の飲食用具セット
十四	組の慶弔用品セット
十五	組の照明機器セット
十六	組の空調機器セット
十七	組の厨房設備用品セット
十八	組の衛生設備用品セット
十九	組の整理用品セット
二十	組の家具セット
二十一	組のペット用品セット
二十二	組の遊戯娯楽用品セット
二十三	組の運動競技用品セット
二十四	組の楽器セット
二十五	組の教習具セット
二十六	組の事務用品セット
二十七	組の販売用品セット
二十八	組の運搬機器セット
二十九	組の運輸機器セット
三十	組の電気・電子機器セット
三十一	組の電子情報処理機器セット
三十二	組の測定機器セット
三十三	組の光学機器セット
三十四	組の事務用機器セット
三十五	組の販売用機器セット
三十六	組の保安機器セット
三十七	組の医療用機器セット
三十八	組の利器、工具セット
三十九	組の産業用機械器具セット
四十	組の土木建築用品セット
四十一	組の基礎製品セット
四十二	組の建築物
四十三	組の画像セット

備考

一 建築物を含む組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には「一組の建築物」と記載する。  
 二 物品及び画像からなる組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には当該物品が属する組物の意匠を記載する。